

消費税の届出書の効果

前回は消費税の届出書について説明しました。今回は、その届出書の内、課税事業者選択届出書と簡易課税制度選択届出書の提出によって消費税をどのように納付しなければならないのか、又は還付を受けることができるのかを簡単な数字で説明していきます。

【例1】

課税売上金額5,250万円(預かった消費税額250万円)  
 課税仕入金額2,100万円(支払った消費税額100万円)  
 簡易課税制度による簡易計算をする場合の  
 みなし仕入れ率は50%とします。

事業者の種類	免税事業者		→ 納税義務者	
	課税事業者 選択届出書		簡易課税制度 選択届出書	
届出書の種類	提出なし		提出なし	期限内に提出
提出の有無	提出なし	期限内に提出	提出なし	期限内に提出
納付税額	0円		150万円	※125万円

※250万円 - (250万円 × 50%) = 125万円  
 ただし、2年前の課税売上高が5,000万円を超えていれば適用できません。

このように、「預かった消費税」が「支払った消費税」よりも大きい場合には、免税事業者は課税事業者を選択するメリットはありません。何も提出しなければ、消費税を納付することはないのですから、何もしなければ良いのです。

逆に納税義務者となっている人は、簡易課税制度選択届出書の提出によって消費税の納付税額が増減する可能性がありますので、その提出の有無を検討する必要があります。

【例2】

課税売上金額5,250万円(預かった消費税額250万円)  
 課税仕入金額7,350万円(支払った消費税額350万円)  
 簡易課税制度による簡易計算をする場合の  
 みなし仕入れ率は50%とします。

事業者の種類	免税事業者		→ 納税義務者	
	課税事業者 選択届出書		簡易課税制度 選択届出書	
届出書の種類	提出なし		提出なし	期限内に提出
提出の有無	提出なし	期限内に提出	提出なし	期限内に提出
納付又は還付額	0円		100万円の 還付	125万円の 納付

※250万円 - (250万円 × 50%) = 125万円  
 ただし、2年前の課税売上高が5,000万円を超えていれば適用できません。

このように「預かった消費税」が「支払った消費税」よりも少ない場合にも、当然ながら免税事業者には納付額も還付額も発生しません。しかし、納税義務者については、簡易課税制度選択届出書の提出の有無によって消費税が納付となるのか、還付となるのか真逆の結果が出ます。簡易課税制度は消費税の計算を簡単にする代わりに、計算上必ず納付が生じる事となります。届出書1枚によって還付とと思っていたものが納付となる可能性もありますので、事前のプランニングが非常に重要です。

最後に、消費税の「選択届出書」は「選択不適用届出書」を提出しなければ、継続して選択し続けている事になります。過去に選択届出書を提出した人については、今現在、消費税の届出関係がどのような状態になっているのかを把握しておく事も重要です。